

意見書

EC発通企第85号
平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部長会殿

郵便番号 730-0051

住所 ひろしましなかくおおてまち ちょうめ 広島市中区大手町2丁目11番10号

氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

とりしまりやくしやちょう 取締役社長 さの 佐野 よしお 吉雄

電話番号

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

会社名	かぶしきがいしゃ 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
氏名	とりしまりやくしゃちょう さ の よしお 取締役社長 佐野 吉雄
住所	730-0051 広島県広島市中区大手町2丁目11番10号
連絡先	連絡担当者氏名:通信企画部 電話: FAX: e-mail:

意見項目	意見内容
乖離額調整制度について	「将来原価方式」では、事前に想定する需要に対し、実際の需要は、想定後の技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、両者間の乖離が生じることは否めません。 このたびの申請案では、「実績収入と実績費用の差額を乖離額として調整する」とあり、現行の「予測費用と実績収入との差額」に基づいて乖離額の調整をおこなう方式から変更されたことは、前述の「将来原価方式」の弱点を補うこととなるので、より実コストが反映されることとなっており、評価できます。 なお、本来であれば、事後精算を必要とせず申請者の責任において接続料金を設定する「実績原価方式」が適切と考えますが、「将来原価方式」で接続料金を設定する場合には、乖離額をできるだけ少なくするため、過度な需要の積み増し等が行われないよう、今後より精度向上に向けた議論を重ねていくことが重要と考えます。
1芯単位での接続料金設定について	接続料は接続する設備のコストに対する対価であることから、設備構築事業者と接続事業者とでコスト、つまりリスクを公平に負担すべきものであり、シェアドアクセス方式の1芯単位(最大8分岐)での接続料金設定は、この考え方に合致しています。 また、コスト負担の面で未使用設備の費用負担リスクを設備構築事業者に押しつけることとなる「分岐単位接続料」で貸し出す方式の料金設定については、平成20年度の情報通信審議会において指摘された課題は、現時点においても解決されていないと認識しております。 以上のことから、今回の1芯単位での接続料金設定は適切であると考えます。

以上